

産業廃棄物処分場税の税込用途等について

産業廃棄物処分場税は、産業廃棄物の適正処理に必要な産業廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、平成15年4月から課税を行っています。

これまでの税込及びその用途、この税の課税前後の産業廃棄物の排出量等の推移は次のとおりです。

<税込及び税込用途>

平成28年度までの税込累計は、1億1千5百万円余です。

この税は、徴収のための事務費を除いた全額を産業廃棄物処理適正処理基金に積立えています。その中から、毎年の税込の約半額を毎年度産業廃棄物のリサイクル技術開発・製品実用化事業の財源として使用しています。（その累計は、38件の事業に対して5千5百万円余です。）

この事業により、

- ・ウッドプラスチック製板材の再利用技術
- ・雑草育成抑制効果のある焼却灰を原料としたリサイクル固化物

といった技術やリサイクル製品の実用化が図られました。

また、平成28年度末の産業廃棄物処理適正処理基金の残高は、5千5百万円余ですが、今後の税込による積立分を含め、県内に設置が求められている産業廃棄物管理型最終処分場の設置に向けた経費として今後使用が予定されています。

区 分	23年度までの累計	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	累計
税 収	61,655	6,385	7,831	13,334	14,662	11,622	115,489
リサイクル事業充当	29,813	3,190	3,818	6,681	5,914	5,921	55,337
年度末基金残高(注)		171,095	174,913	181,594	49,799	55,720	

注) 基金には、税込以外に一般財団法人鳥取県環境管理事業センターへの県貸付の償還金(138百万円)を含む。
平成27年度にこれを主な原資として管理型最終処分場整備のための費用を基金より支出している。

<産業廃棄物の排出量等の推移>

産業廃棄物の排出量、リサイクル率、最終処分量の推移は次のグラフのとおりです。

産業廃棄物で大きなウェイトを占める建設系産業廃棄物に対するリサイクル促進等を定めた建設リサイクル法が平成12年に施行されるといった社会環境の変化による要因はありますが、産業廃棄物処分場税の課税前後を境に、リサイクル率は大幅に向上し、最終処分量は減少しています。

なお、リサイクル率は、平成27年度75.9%と全国の53%(26年度実績)を大きく上回っています。この税が産業廃棄物の排出抑制、リサイクル向上に寄与しています。

